

△資料翻刻▽ 『芸備孝義伝』三編 (七)

鈴木幸夫

芸備孝義伝 三編 高田 高宮 卷七

芸備孝義伝 三編 卷七

高田郡

芸備孝義伝 三編 卷七

○三田村清兵衛

安芸国高田郡

三田村清兵衛

川根村甚松兄弟

深瀬村はる

三田村惣兵衛

高野村甚六

上根村周右衛門手代文六・秀兵衛

向山村孫六女きわ

戸島村好助

上甲立村のぶ

安芸国高宮郡 (目録1才)

下町屋村五郎市

大林村保右衛門

下町屋村幸十郎

可部町藤四郎

鈴張村徳右衛門

狩留家村善蔵

中島村与七後家りん

上町屋村菊蔵

桐原村兵助後家かね

馬木村新右衛門

上町屋村五蔵

福田村亀蔵同妻とみ

矢口村次郎七夫婦

東野村藤七 (目録1ウ)

清兵衛ハ弟 五三兵衛と同じく老たる父母に孝なるを賞せられ、寛政三年、同じ九年共に米五俵賜ハる、そのよし第二編に見えたり、五三兵衛死して後も清兵衛一人孝養することおこたらざるをもて、享和三年亥の七月かさねて五俵の米を下されける、後父ハ死せしが母につかふることいよく殊勝なりければ、文化六年 (1才) 巳の五月にも賞を蒙ることまへの如し、先公天祐遊獵の時召見給ひて鳥目一貫文を下されしハ、同じ二年の事なり、

○川根村甚松兄弟

甚松ハ弟を為蔵といふ、小百姓にて耕作のいとまにハ、備夫はたらきをなし或ハ炭をやき、また紙を製する楮を蒸すことなどとして、兄弟力をあはせ孝養に心を尽しぬ、父勘三郎死して後母につかふること殊にねんごろなり、母喪心してよりハ常にむつかしき事のミいひけれど、(1ウ) よくその心を承順ひて、飯にも逆ふことなし、およそ楮を蒸すハ、三五人力をあはせざればそのわざなし難けれ

バ、村人ミな催合て蒸すことなるに、母甚松に向ひ、官の御用のものをやひてなさんハすべならずと云ひければ、甚松さまへに工夫し、其費をも厭ハず一人して蒸しける、母また兄弟が傭夫かせぎに出るをきらひければ、これもその意のごとくせましく思へども、生計の為なればさもなしがたく、山へ柴かりにゆくさまにて間道より忍びゆき、食事の頃雇ひし家より食を与ふれど、いつも(2オ)ことわりてこれを食ハず、山より帰りしふりをなし、おのが家に帰りて食をなしける、また一日かれら田地に出て耕作するを母見て、汝他人の田を盗めりといひてふかく怒り罵りけることもあり、こハもとより父の買置し田地にて、母のかくいへるも本心ならぬことなれば、その俵になしおくとよかるべきを、とにかくに母の心を安めんとて、遂に店主へ売りかへしぬ、その心を用うることの至れる他の事もおして知るべし、母の病およそ三十年ばかりの間、兄弟のうち一人ハ必(2ウ)側をはなる、ことなく、看病に心をつくせしが、のち為歳もまた病にかかり、甚松一人してかせぎ、貧困いやまさりけれど、年の租ハ縄たわらまで心を用ゐ人より早く納めける、母死して後、文政八年酉の二月賞して兄弟に五俵の米を賜ふ、

○深瀬村はる

はるが父勘七ハ塩谷といふ地に年久しくすめり、この地ハ深山の中にて人ざと遠く隔たり、隣の家もなけれバ便利ならぬ事のみおほきをもて、郷近く移りすめよと(3オ)勧むるものあれど、勘七祖先の墳墓に遠ざかるを本意なく思ひそのまゝに住ミ、人より少し

ばかりの田地をあづかりつくりなどしてかすかに世を渡りぬ、かくて勘七妻を失ひ、その身も齢いたく傾きければ、はるに婿養子せんとおもへど、人ミなその地をきらひて入来るものかつてなく、父にこれを歎しかば、はる父にむかひ、われら一人の力にて父上に難儀ハかけさふらハじ、また家相続のことハ別によきはからひもあるべければ、心を悩したまふまじといひ慰め、女の身を(3ウ)もて郷に出て人に雇ハれ、丈夫の如くかせぎはたらきて父を養ひける、平生父が衣服飲食もその好にしたがひてそなへ、出るごとにハ必ず少しづ、の土産を取帰りてこれをすむ、父年八十八になりければ、はるさまへと心を尽してその賀をなし、俗例の如く小饅頭斗格をそへて社中のものへ贈りければ、父殊に悦びしとなり、ある時村役人カが家にたちよりに、勘七その人に向ひ、こ、ハ樵夫の外ハ通ふものもなき僻地なれど、女はる懇にいたしくれ、なにひとつふじゆうなく(4オ)

△挿絵第一図V(4ウ)

心安らかにくらしさふらふと、落涙していひけるとぞ、されバ勘七が老てなほ健なるも、はるがつかへの厚きによるなるべしと人ミな称しあへり、はるかねて侄の貞五郎を幼より取養ひ置しが、既に二十歳余になりければ、遂にこれもて嗣子とし家業をかれにまかせ、おのれハつねに父の側にありて孝養をのミ尽し、父が九十余の寿を保たしむ、父死して後鳥目七貫文をたまひて賞せらる、甚松兄弟と同じ年なり、

## ○三田村惣兵衛一（5才）

惣兵衛八山かせぎ鋸匠などを業として母をやしなふ、初八備中辺までも往てはたらきけるが、或とき夢に母のいたく病みくるしめる体を見て、心もこゝろならず、なしかけたる事を打すて、直に家に帰りぬ、同業のもの夢ハ信するに足らず、はるくの路なればおもひとゞまるべしなどいふものもありしかど、更に聴ざりしとぞ、母老年におよびてハ遠きに出ることをやめ、村内にてわづかの田を耕し、またハ傭夫はたらきして世を渡り、およそ家事大小となく、ミな母が指揮にたがふことなし、（5ウ）ある時里正勘五郎といふもの、惣兵衛が孝状を察せんとひそかに窺ひしに、をりふし惣兵衛ハ畑の事をなし居けるが、すべてこのあたりの習にて、蘿藤を種にこがね蟲をふせぐとて、川砂を畑のまはりへ鋪くこと常にして、その砂の扱ひをなすにもあらざるに、惣兵衛ハ母に向ひ、川砂を運びさふらふま、見給ハるべしといひければ、母その砂を見て、これハ細なり、今すこしあらき砂にせよといふ、惣兵衛かしこまりて又あらき砂を背負かへりぬ、砂の精粗にて得失のあるべきに」（6才）あらぬを、その好にたがハざりしハいと殊勝なりと、勘五郎もふかく感じける、母十四五年やまひに臥し、歩行かなひがたくなりければ、その心を慰むるたよりにもとやと、常に草木の花を取歸りて母が前にいけおき、夜ハ外にいづることなく、母の側にてよもやまのものがたりしつ、草鞋など作り、母寝ればかたはらに仮寝し、四五度も起て、夏ハ枕席をあふぎ、冬ハ火圍の火をつくろひ、至らぬくまなく介保せり、村医かれが孝に感じ、貧しきかなれば、謝儀に心をおくべからず」（6ウ）といひて、つねに葉

をあたへしとなり、妻のしまも夫に化してよく、姑に事へぬ、されバ、鄰村までもかれ夫婦が行状を標的とし、弱年のものを教諭しける、文政十一年子の十一月賞して三俵の米を給ふ、

## ○高野村甚六

甚六ハ高宮郡勝木村彦右衛門が次男なり、十一歳にして本村の里正甚右衛門が義子となる、生質貞実にて何事も父母の命を待ちて、自ら專にすることなし、見物ごとなどある時親許して往しめ、少しの銭をあたふれば、必」（7才）それをもて土産を買歸り、なほ余あればそのよしを告、数を具へて返しぬ、拜年また社祭にて真父がもとに往きても、その歸るに養父よりいひ付し日数を過すことなし、年長するに随ひ農業をはげミ、日夜孝養に心を碎きけるが、なかにハかれが養家従来の貧窮なれば、いかに辛苦するともたのミがひなきことかなとさみするものあり、甚六き、て口惜きことにおもひ、いざ家計を取立んと、下男をもつかハず一丁余の田畑を一人して耕し、朝ハ鶏鳴く頃より起出て山かせぎをもなし、」（7ウ）一き力方を尽して、家産もおひくくに取り直しける、人ミな感じてかれを見ならひ、今ハ村こぞりて夜のいまだ明ざるうちより山へゆくこと、なり、年少きもの、鑑とハなりぬ、天保三年辰の十二月賞して米五俵を下されける、

## ○上根村周右衛門手代文六・秀兵衛

文六ハ父を久松といふ、文六周右衛門が家につかふること四十年、幼より忠勤たぐひまれなり、今ハ年老ておのが家に帰住めど、

毎日早朝より主家へゆき、年少き(8才)ものへハ古風質素のこ  
 となどさとしけれバ、周右衛門が家に仕ふるものハ、幼年のものに  
 至るまでミナ質実の風をなしぬ、秀兵衛ハ庄兵衛が子にして、同じ  
 く忠誠のものなり、周右衛門が父利右衛門中風を病ミて手足かな  
 はず、五六年もうちふしけるに、秀兵衛昼夜側に居て、湯薬食物よ  
 り二便のことまで残る所なくはからひ、快きころハ負ありきて慰  
 め、懇に介保しけれバ、利右衛門も感心して人にあへバその忠勤  
 を称しける、この周右衛門も奇特なるものにて、割庄屋をつとめ  
 家産も大なれば、(8ウ)米銀の事よりすべて家事のはからひし  
 げ、れど聊手ぬけなく、家風質朴にて家内むつまじく、一村の鑑  
 となりけるも、文六・秀兵衛が助少からず、天保六年末の三月文  
 六に鳥目十貫文、秀兵衛に七貫文をたまひてほめ給ふ、文六が子嘉  
 七も年久しくこの家に仕へて、よく父が風を守れりといふ、

○向山村孫六女きわ

きわハ 幼より孝心深く、何事も親のこゝろに背くことなし、父孫  
 六もとよりまづしくありしに、きわが他へ(9才)嫁せしち  
 いと老まさりて、生理ますますきままりけるが、きわが兄敬蔵ハ  
 先に別家して家口おほく、烟もたてかぬるばかりなれば、これを  
 救ふことあたはず、きわ父母の貧苦を見るに忍びず心を千々に苦め  
 しが、せんかたなくて夫にいとまを乞ひ、あかぬ中をわかれ一人  
 の女をつれ父母のもとにかへりける、持る田地ハ養とするに足ら  
 ざれハ、常に紡績をばげミ、或ハ衣洗ふことなどに雇はれ、其賃  
 錢を得て生計のたすけとしける、その雇はれゆくにも、朝ハ人より

早く往て事をつとめ、(9ウ)夕にハ父母の待わびんことをおもひ、  
 主にことわりていそぎ帰り、冬の夜ハきわ父が足を懐にして温  
 むれば、女のりきも祖母を寒からしめじとて其裾にそひ臥し、夏  
 の夜ハ蚊帳なれば柴草くゆらして蚊をふせぎぬ、されどいかにも  
 して蚊帳を得て安くいねしめんことをおもひ、常々やとはる、主人  
 に乞はかりて錢を借り、僅に両親の身を容るばかりなる小き故疇  
 を買求めて寝しめ、己らハその外に臥しけるなど、いとあはれな  
 ること多し、天保八年酉の三月五たわらの米を賜ひて(10才)賞  
 せらる 議論安芸郡戸坂村忠八、  
 女きよが糸に見ゆ

○戸島村好助 ○上甲立村のふ

好助ハ親に孝養を尽し租賦をつしめるをもて、文化五年代官より  
 賞して鳥目そこばくをあたふ、○のふハ貞助が女なり、幼より  
 周蔵といふものにつかへてよくその意にかなへり、のぶ十六歳の  
 時ある日雷霆甚しく鳴りはためき、忽ちその家におちぬ、周蔵ハ  
 農業に出て家にあらず、妻ハはからざるに撃れて死し、家ハ雷火う  
 つりて燃出しに、のぶ直に主人の(10ウ)

△挿絵第二回V(11才)

稚児二人を抱き出てあやうき難を逃れしむ、これ一時の働なれ  
 ど、年少き女の身をもて、かゝる時に臨ミ畏れ迷はずして助けし  
 ハ、常に主人を重んずる心より出て、愛べきことなれば、これも  
 代官より賞して鳥目若干を与ふ、天保五年の事なり、

## 高宮郡

## ○下町屋村五郎市

五郎市ハひとり母と居り、その孝の厚きさま第二編に詳にして、寛政四年、同じ十年賞を蒙りしこと見えたり、(11ウ)その後母老くハ、りければ、商のためにも遠きに出ることなし、妻を迎へなバ手だすけともなるべしとす、むるものあれど、貧しきなかに家口のますのミカ、母が心にかなハざるときハ、却てその心を痛しめんことをおそれかたくことわり、一人の身を以て孝養を尽せしかバ、文化元年子の七月また賞して米五俵を下され、同じ二年丑の閏八月先公天祐遊獵の時召見給ひて、鳥目一貫文を下し給ふ藤四郎まで並、

## ○大林村保右衛門(12才)

保右衛門ハ父惣兵衛が老ておろかなるにつかへて孝順なりければ、寛政四年米三俵をたまひ、同じ十年五俵たまはりて賞せらる、そのよし詳に第二編に見ゆ、その後も保右衛門が養のいたれるにや、父母ともに老て猶すこやかなり、父つねに酒をこのみけれど、たくはへ置べき力なれば、日毎に買ひて飲しむ、保右衛門いつも山かせぎなどして帰り、草鞋をもゆるべし自ゆきて買けるが、村の酒店に売つくせし時ハ、二里あまり隔りし可部町までもゆきて買求む、(12ウ)必みづから酒を扱びて進めざれば、その心安からずとて、おのが妻子にだも買しむることなかりし、また年々の租をつし、早く奉りて父母の心を安んぜしめ、米俵のつくりも、保右衛門がたてまつりしハ一きハ清らかにありしとなん、重

て褒賞し給ひ米五たわら下されしハ、文化元年子の七月なり、そのとし父が齡ハ八十に及び、母ハ六十九になりぬ、父ハ老ぬるにしたがひ歩行もかなひがたくなりければ、殊更ねんごろに介保せり、今ハ保右衛門夫婦がなかに子六人ありて、およそ(13才)十口なれば、生計に苦しけれど、おのが艱苦をしのびて孝養を厚くしける、父ハいよく老ひがミテ、気短くすぢなき事のミいひけれど、保右衛門そのことばに露さかはず、種まき稲刈ることも、前にかハらず必とひはかりてなしぬ、同じ七年午の五月また賞をかうふること前のごとし、かくて六七年を歴て父ハ九十余歳、母ハ八十余にてうせけるが、保右衛門が看病いたらぬくまなく、もてる田地を典質して力のかぎり良薬を求め、さまざまの食物をもそなへけれど、父ハ病に(13ウ)か、りしより、常に好める酒も口に適ハざりければ、試に甘き酒を買ひてす、めしに、父こ、ろよく飲しかバ、保右衛門悦ぶことかぎりなく、直に城下にゆき銘酒の上品なるを求めて飲しむ、父が失し後ハその飲遣せし酒をしバ、靈位にそなへて、懇にふし拜ミ、年を経ても猶仏龕にむかひ、世上の物語などしけるさま、あたかも生ける人につかふるに異ならず、人ミな誠孝を感じるのあまり、重て申出ければ、同十三年子の六月また米五俵をたまはりて賞せらる、(14才)

## ○下町屋村幸十郎 ○可部町藤四郎

幸十郎ハ八九歳の時より祖母と母につかへて孝なりければ、寛政四年、同じ十年ともに米五俵給ひて賞せられしこと第二編に詳なり、のち祖母も母もいよく老衰しければ、これに事ふることま

すくあつく、日々備作にゆきても、人の休息するときに見はかり、おのれハ歸りて安否をとひ、他にだざる時ハしばしも側を離る、ことなし、祖母よはひ八十にこえて中風をやミければ、医薬保養にこゝろをくばり、殊更懇に(14ウ)つかうまつりぬ、文化元年子の七月にも五俵の米を給ふ、祖母うせし後母につかふること厚きを賞して、同じ七年午の五月、重て前のごとく米をたまはりしに、幸十郎かつて他の用とせず、母仏をたふとミけるをもて、その米を売りて仏籠を買求め、母がこゝろを悦バしむ、およそ平生おの身ハ貧苦をしのびて、母の好めるものをバことくもとめ得させ、貧しきさまを知らしめず、またよく年の租をつし、人と交ること厚く、妻子も皆これにならひて孝順なり、同じ十三年子の六月また(15オ)五俵の米を下されける、○藤五郎も少より孝なるにより、寛政五年、同じ十一年褒賞を給はりしこと第二編に見ゆ、その頃ハ上中野村に住て、母常に可部町に寺院にまうでしが、後いたく老衰し歩行になやミければ、可部町に家をうつし、母が寺まうでの便となしぬ、母病ることあれバおのれ寢食を忘れて看病し、手足冷るときハ夫婦肌をもてあたゝむるなど、その孝養としを経ていよく懇なりけれバ、文化二年丑の六月、同じ八年未の六月、同じ十四年丑の六月、しきりに(15ウ)ほめ給ひて度毎に米三俵を下されける、

○鈴張村徳右衛門

徳右衛門ハ父を吉郎兵衛といふ、耕作のいとまにハ漆細工をなしかけるが、させる利もあらざれば家産おとろへ、田地までおひくりに

売払ひしかバ、徳右衛門父がゆづりをうけし田地といふも、たゞ名のミにて養とするに足らず、しかるに徳右衛門ハ漆細工のわざ父にまさりて工なりけれバ、これを一助として両親を養ひけるが、母ハさきにうせ、今ハ老たる父のミなれば、(16オ)

△挿絵第三回▽ (16ウ)

ますく意を配り、平生食物よりして万の事まで保養残る所なく、酒ハ父が好む所なれば、貧しきなかにも日毎にすゝめずといふことなし、夏の夜蚊帳なきにより、ふるき布木綿など縫ひ合せて蚊をふせぎ、冬ハまた身をもて衾をあたくめ、父をして安く寝しむ、夜も灯を設くる力なけれバ、爐に火をたき、その光にて職業をなしぬれど、父が寝所のミハ夜もすがら灯をあかしける、父八十に余りてありくことむつかしけれバ、徳右衛門板に細き繩をつけ笈の如につくりて父をのせ、背に(17オ)負ひて寺院につれゆき、知れる人になたのミおき、おのれハ歸りて生業をいとなみ、法談の終る頃を考へ、また行て迎へ帰ること常なり、父もそのつかへのあつきを感じて涙をこぼし、われ人なミの家産を譲り与ふることあたはず、慈悲もなき我を斯まで懇になすハ、神仏のあたへ給ひしにやあらん、さらに我子とハ思はずといへバ、徳右衛門こハおもひもよらざる御言なり、わが身を始め兎輩までも年久しく養給ひ、田畑をも売り給ふほどの艱苦をさせまゐらせし上ハ、いかほどに(17ウ)つかへはべるともあきたることなし、ましてわづかにも田地をゆづり給はり、また漆細工も教給ひて生計をとりつけぬるも、これ皆父上の御恩なりといひて、親ハ子にむかひておのが身をへりくだり、子ハ親の恩のふかきを仰ぎ、その睦じきこと

いはんかたなし、父が身まかりし時も、人々かれが孝なるにめで、たすくるもの多く、野辺のおくりなどいと厚くはからひける、徳右衛門が住める地ハ村のうちにて別に一区をなし、人も知ることまれなる処なれど、その孝遂に顕はれて（18才）父身まかりしうち、鳥目七貫文を下し給ふ、文化六年巳の三月なり、

○狩留家村善蔵

善蔵ハうまれながら不成人にて隻脚小く、櫛の木の棒を脚のたすけとして、やう／＼に歩行をなしぬ、その身ハかゝるものなれど、その心きハめてうるはしく、親に孝に兄弟の友愛もまたふかし、家甚まづしく世渡る業もなれば、同村の綿匠伊助といふものに綿うつことを習ハんと乞ひける、一村に同じ業をなすもの（18ウ）ありてハおのが妨となることなれど、伊助つねに善蔵が孝心を感じあけるまゝ、そのわざをこと／＼くかれに伝授して、おのれハ別に生産をいとナミしとなり、母ハ世を早くし、父ハ恙なけれど老耄して今のことを今わする、ばかりなれば、酒も幾たびとなく好ミけるを、おのが乏しくて苦しめるを顧みず、いつもその好に應ぜずといふことなし、父病の床にうち臥してよりハ、善蔵そばを離れずして看病し、そのひまを考へて弾綿場へ通ひ、一弓あげてハ立ち帰って安否をうかゞひ、食物など（19才）と、のへてすゝめ、又ゆきてハまた帰り、その往来一日に幾度といふことをしらず、かれ歩行になやめる身なれば、見る人わきて感じあへりしとぞ、父死してのち一枚の古呉座ありけるを、常にこれを重んじ、朝夕飯喰ふ毎に必これに向ひて礼拝しければ、あやしみて問ふものありしに、

これハ心中にあること、のミ答へしを、しひて尋ねければ、不浄なるものに侍れど、父が久しく病床にしきしものなれば、今も猶父がこれにありけるよとおもひ、かくハなしさふらふと涙ながらにいひければ、（19ウ）聞く人も共に感涙を流しける、かれがごときハ生涯の厄介ともなるべきものなるに、その親に孝養することハ、父母の全ふして生たりしものも及びがたき所なれば、徳右衛門と同じく賞せらる、

○中島村与七後家りん ○上町屋村菊蔵

○桐原村兵助後家かね

りんハ多兵衛が妹にて与七が妻となりしに、幾ほどもなくて夫病死し、後姑もまたうせ、舅元平のミながらへけれど多病なれば、りん日々人にやとはれ、その賃錢を（20才）得て養とす、かくて元平老ゆくに随がひ、手足かなはずみづから箸をとることさへ得せざれば、りん雇ハれゆきてもしバ／＼帰りて食物をく、めなどしけるにより、はか／＼しき働もなしがたく、家ます／＼貧しきにおちり、わが身ハ食せざることあれど、食せしさをなして、舅にハ常にこゝろよく食をなさしむ、夫に離れてより三十余年さま／＼に辛苦して孝養をあつくし、舅が身まかりし後も霊位にもそのそなふるさま、生るにつかふるに異ならず、文政十一年子の十一月賞して鳥目五貫文を下されける、（20ウ）○菊蔵ハ与八が子なり、早く父にはなれ、母ハ病に罹り躰となりてうちふし、もてる田地とてハわづかなる歳額にして世を渡りかねければ、家口を減んとて姉ハ人に仕へける、菊蔵時に十三歳なりしが孝心深くし

て、その頃より一人の力をもて母をやしなひ、日々朝ハとく起き母に食をそなへおきて、一里余も隔りし山にゆきて柴を蒔り、可部町に売りに米に換へ、帰るさにハ菓子やうのものを求めて母をなくさめ、夜ハ抑搔すること怠らず、寝し後も幾たびとなく起出て茶をまゐらせ、「(21才) 昼夜だきか、えより二便のことまで、残るくまなく力を尽して孝養せり、されど母ハ心ひがみて、なほ菊蔵がはたらき足らずと叱りの、しりてせりたつれど、いさ、か憤れる色なく、また事ありていそぎかせぎに出んとするを、母今日ハさびしとてとゞむることもあれど、嘗てその意にそむかず、母が側にありて四方やまのものがたりし、或ハ草花などとり来り母が枕辺にたてならべて慰めける、近隣組合のもの皆かれが行を感じ、その養に苦しめるを憐みて、己がもてる山にても」(21ウ)

#### △挿絵第四図▽ (22才)

菊蔵が心のま、に柴とることを許しけるとなん、終に官にきこえ、母死して後天保元年寅の二月鳥目五貫文を賞賜せらる、○かねハ夫兵助はやく身まかりけれバ、三人の子をつれて、覽たる姑の心あらくしきをよく承順ひ、素より貧しきかなれバ、昼夜手しごとをはずミ、おのが身ハ貧苦をしのびて、たゞ姑のやしなひにのミ力をつくしける、菊蔵とおなじく賞せらる、姑死せし後なり、

#### ○馬木村新右衛門 (22ウ)

新右衛門ハ父を吉左衛門といふ、うまれつき頑にしてつかへがたきものなるに、新右衛門一たびもその言にそむきしことなく、出れば告げ帰れバまうし、日夜ねんごろにつかふること並ならず、父

ある年の冬火闇にて足をやき痛苦しミければ、夫婦ふかくこれを憂ひ、その後ハ火によらしむることを恐れ、新右衛門常に父が足を懐にし、おのが腹をふませて温ならしめ、起臥飲食のこと夫婦して懇にはからひ、父往んと思ふ処あれば、新右衛門負ひありきてその心を慰む、また「(23才) おのれ外へ出る時ハ、かならず父が好めるものをとり歸りてす、めしに、父ハ一人の孫女を愛して、いつもその身ハ少しばかり食するのミにて、其れ余ことごとく孫にあたふ、新右衛門おもへらく、かくありてハ父を飽しむることあはず、まして平生の養も貧しきかなれバ、子多くして父が食をかばんハ心ならず、今より後子なきにしかじと、夫婦ねどころを別にして臥すこと、既に六七年に及べりといふ、天保二年辰の十二月米五俵たまひて、その平生の行を旌ハさる、」(23ウ)

#### ○上町屋村五蔵

五蔵ハ新蔵が子なり、幼より善く二親につかふ、その家貧しければ、五蔵十三のとしより人につかへしが、佳節またハ休日ハかならず親のもとに來りて、薪水の勞をたすけ、おのが給銀のミならず、時として主人より賜ひし衣類までミな親にあたへける、父病に罹りてよりハ、夜ごとに來りて看病し、晝に至りてハまた主家に歸る、かくすること六七十日におよべり、父つねに人にむかひて、五蔵ハわが子にハあらず、神か「(24才) 仏かにてあるらん」といひて悦びけるとなり、父遂にうせしかバ仕をやめて家に歸り、日々備作して母をやしなひ、昼夜の分なく力をつくしてかせぎけれバ、や、銀子をたくはふるばかりになりしが、平生人をめぐむ

の心厚く、かの銀子を貧しきものに貸しけるに、その人遂に返さずして、五歳また貧しくなりぬ、されど母を養ふこと至らざるところなし、母病を得てより手足かなひがたく、常にうち臥し、後ハ眠瘡にて殊に苦ミければ、古畳に穴を穿ち、身にさはらぬやうになして」（24ウ）安く寝しめ、朝ごとに母が好にまかせて、仏龕の前にたすけゆき、側より鉦をうちならして拜ませ、また烟草をすはせ粥をく、めだきか、え二便のはからひなど、意を配り力を尽すことあげていふべからず、かれ年すでに四十に過ぎぬれど、貧しき中なればとて妻をも迎へず、三とせが程たゆミなく介保しければ、人々感じて救ひたすくるもの少からず、遂に其状を申出しかば、母が死せし後鳥目五貫文をたまひてほめ給ふ、天保五年午の四月なり、」（25オ）

○福田村亀蔵同妻とみ

亀蔵ハ父を千蔵といひて、いとまづしき小百姓なりしが、眼を病て瞽となりければ、座頭の列に入りぬ、子三人あり、亀蔵その長なり、幼より孝心ふかく、父母につかふること並ならず、もてる田畑ハ食料にも足ざれば、常に傭夫はたらきをなし、また櫛櫛などを売りて城下にかよひ、その帰るごとに菓子小鮮などを土産にし、人にやとはれゆきても味よきものを得れば、とり歸りて父母を悦バしむ、父はてし後母につかふことまずく」（25ウ）あつく、生業のため隔りし処へゆくに、三四里の路をも夜を侵して必歸り、暁に至りてまた往く、養を助んために馬木村次助が女とみをむかへて妻とせしが、これも勝れたる孝婦なり、夫他に

出れば己ハ側居て母をなでさすりつゝ、人のために糸つむぎ綿くり、すこしの賃を得て母が飲食の料となす、されど貧しさハ昔にまさり、夫婦および児輩ハちかきあたりにて、菜蘿菘など乞求めてくらふばかりのあさましきさまなれど、母が食ハ甘滋をかゞず、冬のさむきころたゞ一の衾あるのみ」（26オ）なれば、これを母にきせ、夫婦児輩ハミな薦むしろなどうちかふりて、左右にそひふしけるが、とみハ猶母の四支の冷なんことをおそれ、己が身にまどふものを打かけ、或ハ膚をもて温めける、夏の夜のあつきにも蚊嚙なれば、夫婦かはるゝ起きゐて蚊をはらひ、母をハ安く寝しむ、母ハ久しく病て痿躄となり、こゝろひがミてすぢなきことのみいへど、とみひとしほうらやかに承順へり、安芸郡そのの村によき医ありと聞、その薬を服せしめばやおもへど、謝礼のわざかなハ」（26ウ）ざれば、かの家に年をかぎりて奉公し、おのが務をもて其代とせんと竊に夫にはかりしに、夫もこれをゆるしければ、母に医療の事を勧めしに、母ハ貧しきかなればとて、かつてこれを肯がハざりければ、夫婦いと心をなやましおけるに、かの医たまゝこの村に来りしことありしかば、とみまたなき幸と、とく走り薬を乞ふてす、めけるにぞ、病日々に快く門庭まで歩むばかりになりければ、夫婦よろこぶことかぎりなし、されど常々母の奉養におのが貧しきをかへりみざるをもて、」（27オ）

△挿絵第五回▽（27ウ）

さまざまの費かささみ、もてる家も売はらひ、今ハ藤吉といふもの、家を借りて住けるが、藤吉も良民にてかれが孝なるに感じ、屋税をも取らざりしとぞ、その他かれが貧しきを憐れミ、麦などあたへて

たすくものもありける、天保七年申の四月賞して夫婦に米七たわらづ、を賜ふ、

○矢口村次郎七夫婦

次郎七ハ早く父にはなれ、継父を次郎平といふ、次郎七夫婦こゝろさま美ハしく、よく子たるの道を守り、出て(28才) 帰るごとにとく親にまゐて安否をうかゞひ、母病にかゝりてよりハ歩行もなし得ざれば、あたかも小児を保護するごとく常にだきかゝえて浴させ、夏ハすゞしめ冬ハあたゝめ、万の事意をつくさずといふことなし、次郎七久しく眼をやミてももの見ることもなりがたけれど、をりく母を背おひて寺まうでをもなさしめける、こゝ、八国老浅野の采地なれば、文化十一年かの家より賞して米二俵をあたへらる、

○東野村藤七(28ウ)

藤七ハ父の名も藤七とよべり、はやく母に離れ父および継母につかふることあつし、かれが耕すところの畑とてハ、年に三斗あまりを貢ぐばかりなれば、備作を専とし、或ハ漁して生理をたすく、父死してのち母ひさしく病にふしけるに、昼夜たもちたすくこと人の及ぶ所にあらず、生業のために外に出ることあれバ、幾度もかへりて母が気色をたづねける、母もかれがつかへの至れるを、つねに人にかたりて悦びしとなん、母死して後、天保二年国老上田主水より米一俵を与へて(29才) 褒賞せらる、こゝ、ハかかの家の采地なればなり、

卷七 終(29ウ)

△補注▽

- (1) 鈴木「八資料翻刻」『芸備孝義伝』二編(四) (安田女子大学日本文学会『国語国文論集』三八号)、「統編孝義録料六十八」(安田女子大学『紀要』三〇号)、「統編孝義録料六十九」(同『論集』三三三号) 参照。
- (2) きよは一度嫁しながら老母のことが忘れられず、夫の許しを得て離婚し、戻つて老母に孝養を尽くした。このことを孝義伝の編集者は「女子八人に嫁してハ夫に従ひ、夫を天とする道なれば、きよ夫に離婚を乞ひて帰養ひしハ夫婦の道に於てハ過てりといふべし、されど観過知仁といふ聖語もありて、きよが過も孝心の厚きより出たるなれば、その心いとははれなるをもて、官よりハその過を略してその孝をのみ賞せられし」ことを注記している(鈴木「芸備孝義伝」三編(五) (安田女子大学大学院文学研究科『紀要』一五集)。

- (3) 「同二編(四)」、「同六十八」、「同六十九」参照。
- (4) 「同二編(四)」、「同六十八」、「同六十九」参照。
- (5) 「同二編(四)」、「同六十八」、「同六十九」参照。
- (6) 「同六十八」、「同六十九」参照。
- (7) 「同六十九」参照。
- (8) 「同六十九」参照。

△付記▽ 本稿は、「八資料翻刻」『芸備孝義伝』三編(一) (安田女子大学『紀要』三七号)、「同三編(二)」(安田女子大学大学院文学研究科『紀要』一四集)、「同三編(三)」(安田女子大学日本文学会『国語国文論集』四〇号)、「同三編(四)」(大学『紀要』三八号)、「同三編(五)」(文学研究科『紀要』一五集)、「同三編(六)」(『論集』四一号)に続くものである。「書誌」及び「凡例」は(一)に譲る。